木農水第1550号-2 令 和 7 年 10 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長 渡辺 芳邦

市町村名		木更津市					
(市町村コード)		(12206)					
地域名		上望陀地区					
(地域内農業集落名)		(上望陀集落)					
力学の は用た取り	キレルナ -年日ロ	令和7年9月25日					
協議の結果を取り	まとめた千月口	(第1回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくださ

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平成4年から平成10年にかけて土地改良事業を実施し、大区画基盤整備や用排水路が完了した。水稲を中心 に食用とうもろこし、レタス、ターサイ等野菜との複合経営が特徴である。農事組合法人上望陀が主に集落内の 耕起、田植え、水管理、防除、除草、収穫・乾燥、出荷といった全作業を受託している。

また、課題として耕作者が減少する中で未整備地区の集積と集約が十分に行われていないこと。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、多面的機能直接支払交付金を活用しているが、担い手に更なる農地集積・集約を進め地域の農 業生産体制を整備強化し、担い手との協力・役割分担により保全管理を図る。また、地域内の一般住民に対し て、保全管理活動が地域を守る活動であることを組織代表者会議、会報及び区内広報等で周知することで、こ れまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

•		
	区域内の農用地等面積	後で集計 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる 区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

•			漬、集約化								
担し	ハ手に	耒積∙ ≸	€約化する	عع	:もに担い手の分散散圃	を解	解消する。				
(2	農地中	申間管理	埋機構の流	舌用	方針						,
地均	或の農地	地所有	者、農業を	シリ	タイア・経営転換する人1	は原	則として農地中	間領	管理機構に貸し	付け	る。
		手のタ	う散散圃を	解	肖するため利用権を交換	負し。	ようとする人は、	原具	則として農地中間	引管:	理機構へ貸
付	ける。										
(3) 基盤型	&備事:	業への取約	泪方	· 余十						
					<u></u> 後地域での話合いを重っ	h.	基盤整備を行う	にあ	たっての判断を	-行:	
,,,,,	J		,	•							- 0
ı											
(1	∫ 夂 垟 ナ	: 終労/	木の確保。	苔目	 艾の取組方針						
				-	************************************	i ★‡	乳たどのせポー	トを	おこかっていく	鄭 븯	
					・手の確保をおこなってし			ויבו	03 C 0 7 C 0 7 C	将正方	では 1日 +以'み に
1543 1	//· ///////			•	, HE NIC 00 - 0. P C.	•	,				
/ - '	\ ## \\\ \	h (3) (1)	人体の曲さ	 	極止 じっ古光之佐。	⊕ #	ョルサチゴのエ	-	- △ I		
•					援サービス事業者等へ			*			4-1:011 1
			寺により農 ・維持してし		業が追い付かないという	2問	選に対応すべく、	、積	極的に農作業領	₹計7	なとのサービ
で1	引用し、	辰未で	7推行し ()	, , ,							
以	下任意	記載事	項(地域0)実	情に応じて、必要な事項	を記	選択し、取組方針	计を	記載してください	١)	
	①鳥獣	状被害 [方止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料	斗∙資源	作物等	√	⑦保全・管理等	V	8農業用施設		9耕畜連携等	V	⑪その他
【選	択した	上記の	取組方針	1			1	<u> </u>	I		
				_	観点から補助事業を活	用L	スマート農業の	道	入を検討する。		
					進むことで機械の導入す					よる	3修理や交換
					いるため、多面的機能支						
			用も検討し								
					を集約しつつ、低コストイ	とを	図る。また、担い	・手(に負担がかかり	すき	ないように、
					協力して行っていく。	- -	-1. , <i>1</i>				
					ける将来の担い手を確保			ራነሳ ራ	生して1501140 11 =	- I .	,
					、レタス、ターサイ等の野 等の際、地権者と耕作						
					告をすることとする。	Ħ IĦ.	」 に励哉し、73五	U 11×	- 口思したりんし	MΛ	EC 9 00 00
					の確認は、地元代表者	゙ゕ゙゙゙゙゙゙゙	確認することで5	九元	確認と置き換え	る。	
					こついて、事前の申し出						公表し、公表
たこ	ことを回	覧等で	酒知し意	見を	·募る形式とする。						

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項